

千葉市環境基本条例（抜粋）

平成 6 年 12 月 21 日

条 例 第 43 号

改正 平成 22 年 3 月 23 日条例第 48 号

第 4 章 環境審議会

（設置）

第 27 条 環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査審議する等のため、千葉市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 市長は、次に掲げる事項を審議会に諮問しなければならない。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市議会議員

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に会長及び副会長を置く。

7 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第 28 条 審議会に、前条第 2 項第 2 号に掲げる事項を調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条第 9 項の規定は、副部会長について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（専門委員会）

第 29 条 第 27 条第 2 項各号に掲げる事項のうち、特定の事項について専門的に調査研究するため、審議会又は部会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、審議会に置かれる専門委員会にあっては会長が指名する委員、部会に置かれる専門委員会にあっては部会長が指名する当該部会に属する委員で組織する。

3 専門委員会に、第 1 項に規定する特定の事項を調査研究するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特定の事項に関し専門的知識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特定の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(委員及び臨時委員の秘密保持義務)

第 30 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係者の出席等)

第 31 条 審議会、部会及び専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 32 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。